

令和7年度 第4回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和7年7月11日（金）午前9時30分開会
開催場所	清洲市民センター2階201集会室
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治 委員（教育長職務代理者） 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員 上 田 恭 子
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 石 黒 直 人 教 育 部 参 事 浅 井 努 教育部次長兼生涯学習課長 大 沼 賀 敬 教育部次長兼学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 長 瀬 尾 光 ス ポ ー ツ 課 長 高 山 敬 学 校 教 育 課 主 幹 神 谷 貢 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 小 崎 充 代 学 校 教 育 課 総 務 係 長 炭 竈 愛 子 学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長 嶋 中 三 奈
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 令和7年度第3回定例会会議録の承認について 日程第3 承認第4号 専決処分した事件（清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則）の承認について 日程第4 議案第18号 清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案 日程第5 議案第19号 令和8年度使用小中学校教科用図書の採択について 日程第6 議案第20号 清須市の学校給食において使用しない食品案について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 高 山 智 司 委 員 上 田 恭 子 委 員

議事の経過

○ 開会

天埜教育長

おはようございます。
 只今の出席委員数は、5名です。過半数の出席がありますので、只今から、令和7年度第4回清須市教育委員会定例会を開会します。
 本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりです。
 ここで、あらかじめ申し上げます。
 委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、教育長を通して、お願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員には、高山委員と上田委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。

日程第２ 令和７年度第３回定例会会議録の承認について

日程第２「令和７年度第３回定例会会議録の承認について」を議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

（学校教育課長 挙手）

学校教育課長。

はい。学校教育課長の瀬尾です。

それでは、お手元の令和7年度第3回清須市教育委員会定例会の会議録案をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和7年6月13日、金曜日、午後1時30分開会でした。

出席委員につきましては、天竺教育長ほか4名の方、全員ご出席いただきました。定例会に説明のため出席した者は、教育部長ほか9名でありました。

日程第1の会議録署名委員の指名をはじめ、日程第2の会議録の承認、日程第3の同意案件、日程第4の「夏季休業中における学校閉校日の実施案について」等、それぞれ議案をお認めいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから5ページまでとなります。

ご確認をお願いいたします。以上です。

ありがとうございました。内容について、少しご確認のお時間を取りたいと思います。

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

（委員より、「なし。」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、採決をします。「令和7年度第3回定例会会議録の承認について」は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

挙手全員です。従って、「令和7年度第3回定例会会議録の承認について」は、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、後藤委員と太田委員にご署名をお願いします。

日程第 3 承認第 4 号 専決処分した事件（清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則）の承認について

日程第３、承認第４号「専決処分した事件（清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則）の承認について」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

（学校給食センター管理事務所長 挙手）

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田です。

承認第4号、専決処分した事件（清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則）の承認について。

清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年7月11日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚おめくりいただきますと、専決処分書になります。

米価及びその他食材料費の価格高騰が続いている中、今後も給食の水準を継続して維持していくために給食費の額を改定するにあたり、緊急に関連規則を改正し保護者等へ周知する必要があると認めたので、専決処分を行ったものでございます。

もう1枚おめくりいただきますと、当該規則改正にかかる改め文となります。もう1枚おめくりいただきますと、新旧対照表となりますのでご覧ください。下線部分が改正箇所となります。月額で幼稚園が4,100円から4,400円へ、小学校が4,500円から4,900円へ、中学校、給食センターの職員が5,200円から5,600円への引き上げとなります。附則部分の改正は、今回引き上げ分につきましても、児童生徒分につきましてもは公費負担とすることから、第6項と第7項の一部改正を行いまして、第9項と第10項を追加するものでございます。

また、別表第1の改正は、給食提供日数が少ないことから別に設定している月について、同様に引き上げ改正を行うものです。

施行につきましては、令和7年9月1日となります。

説明は以上でございます。

天竺教育長

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
太田委員。

太田委員

日にちの令和8年3月31日を令和7年7月31日に改めるという様に日にちが短くなっているのですが、理由は何かあるのでしょうか。

天竺教育長

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

学校給食センター管理事務所長の吉田です。附則の第6項、第7項の部分でよろしかったでしょうか。

こちらにつきましては、4月から7月分までの引き上げ前の給食費に対して、公費負担をする旨の条文になります。7月まで給食費を取りますので、そこまでは第6、7項のところで該当をさせる。9月以降の給食費に対しては、9月以降に引き上げる分も公費負担しますので、金額でいいますと、合計で400円負担していたのが800円負担する事になりますので、第9、10項で明記をしているということでございます。

天竺教育長

よろしかったですか。

太田委員

はい。

天埜教育長

その他、質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、採決をします。承認第4号「専決処分した事件（清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則）の承認について」は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、承認第4号「専決処分した事件（清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則）の承認について」は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第18号 清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案

天埜教育長

日程第4、議案第18号「清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の大沼です。

議案第18号、「清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案」。

上記の議案を提出する。

令和7年7月11日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、貸出し利用カード裏面の「開館時間」及び「休館日」の記載について、利便性の向上を図るため、変更する必要があるからです。

一枚おめくりください。改正する規則案です。もう一枚おめくりいただきますと新旧の第2号様式の規定内容となります。

図書館の貸出し利用カードは、指定管理者が業者に発注して、一定数を作成しております。貸出し利用カード作成時に、指定管理者がその時点で考える、利用者にわかりやすい表現とすることができるよう、様式の規定を表示すべき事項のみとするための改正です。開館時間、休館日等、新たなカードのところには、その作成時点において適切と思われる表現によって利用者に図書館の開館時間あるいは休館日等をお伝えできるよう、また、図書館のホームページや案内パンフレット等の記載と同じような書きぶりに整えることにより、利用者にわかりやすくお伝えしていきたいという指定管理者からの申し出もありましたので、今回様式の中に詳細に記載していたもののみを削除し、記載すべき事項のみとする様式の制定、及び、関連する部分として、現在の押印不要等の流れの中で、手続き上の関連する部分を併せて整備するものです。説明は以上です。

天埜教育長

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をします。議案第18号「清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第18号「清須市立図書館管理規則の一部を改正する規則案」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 令和8年度使用小中学校教科用図書の採択について

天竺教育長	日程第5、議案第19号「令和8年度使用小中学校教科用図書の採択について」を議題とします。 事務局より、議案の説明をお願いします。 (教育部参事 挙手) 教育部参事。
教育部参事	はい。教育部参事の浅井でございます。 議案第19号、令和8年度使用小中学校教科用図書の採択について。上記の議案を提出する。 令和7年7月11日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。 提案理由でございます。この案を提出するのは、令和8年度使用小中学校教科用図書を採択するために必要があるからです。 1枚はねていただきまして、資料1の「愛知県令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」をご覧ください。 これは、愛知県教育委員会が示す教科用図書の採択基準になります。 基本的な方針として、1に示されたとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施することとなっています。 また、3から6に示されたように、採択地区協議会を設けて慎重かつ公正に、綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選定することとなっています。 次に、「採択にあたって準拠すべき事項」として、1、2に示されたように、令和8年度使用小・中学校教科用図書について、市町村教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択することとなっています。これは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第14条において、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」、また、同施行令第15条において、「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9

条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする」とあるためでございます。

なお、3以下については、特別支援学校、国立・県立・私立学校に関することですので省略いたします。

以上のことを踏まえ、資料2「教科用図書の採択案一覧」をご覧ください。上段が小学校、下段が中学校となります。

ご覧のように、小学校、中学校ともに全種目選定替えはなく、引き続き同じものを採択することになります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

天竺教育長

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をします。議案第19号「令和8年度使用小中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第19号「令和8年度使用小中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号 清須市の学校給食において使用しない食品案について

天竺教育長

日程第6、議案第20号「清須市の学校給食において使用しない食品案について」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター
管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田です。

議案第20号、「清須市の学校給食において使用しない食品案について」。上記の議案を提出する。

令和7年7月11日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、食物アレルギー症状を引き起こす原因食品のうち、学校給食において使用しない食品を明確にし、当該食品を原因物質とする食物アレルギーを持つ児童・生徒及びその保護者に安心感を供与するとともに、保護者・学校現場の負担を軽減するために必要があるからです。

一枚おめくりください。近年、アレルギー対応が必要な児童生徒や対応する食品の種類が増加している状況にあることから、提案理由のとおり、学校給食において使用しない食品を定めるものでございます。

学校給食で使用しない食品は、食物アレルギー発症数やそれらの重篤度を勘案しまして、食品表示基準で定める特定原材料及び特定原材料に準ずるものの28品目の中から2番の使用しない食品名の表に記載の「そば」から「やまいも」までの10品目とします。

保護者等への周知につきましては、次年度の給食提供に向けて、児童生徒に実施する学校給食にかかる食物アレルギー調査票において、使用しない食品を明記します。こちらの調査票につきましては、新1年生は今年の8月中旬、現在在校されている児童生徒の皆さんについては、来年の1月下旬に実施します。

説明は以上です。

天竺教育長

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
よろしいですか。

私から一つ、先日、学校給食アレルギー対応検討会がございまして、この案が提案されて同意された訳ですが、その委員の中にご専門の山田医院の山田ドクターがみえますので、そこでの先生のご意見をここでお願いします。

学校給食センター
管理事務所長

学校給食センター管理事務所長の吉田です。今、教育長からお話のありました、アレルギー対応検討会でございますが、6月25日の水曜日に行いまして、各学校の保護者の代表委員、校長先生の中の代表委員、養護教諭の代表委員、給食主任の代表委員、先ほど言われました西枇杷島地区の山田医院の山田先生、その方たち25名の委員の方に検討をしていただきました。

山田委員の山田先生におきましては、今回の使用しない食品を定めることについては、ナッツ系が入ったことはとても良いことだと思いますとのご意見をいただきました。

例えば、ナッツ類でいいますと、ピーナッツは食べられなくてもアーモンドは食べられる子どもさんがあったり、ナッツ系の中でも複雑な状況がありますので、危険性を考えると使用しないという判断は適切かと思っておりますというご意見をいただいております。

また、キウイにつきましても、食べる量で症状が出たり出なかったりということがございますので、キウイを今回の項目に入れたことについても、適切かと思っておりますのご意見をいただいております。

以上でございます。

天竺教育長

ありがとうございました。その他、質疑はよろしいでしょうか。
太田委員。

太田委員

今までの品目より、かなり増えたのでしょうか。

天竺教育長

事務局、お願いします。

学校給食センター
管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田です。

	そうですね。これまで、学校給食に絶対使用しないという品目は、清須市の場合、「そば」と「いくら」と「落花生」、この3つのみを定めていたのですが、他市の状況を見まして、それから、今までここ何年もずっと使っていない食品が28品目の中にも多いということで、今回このような判断をいたしました。以上です。
天竺教育長	よろしかったですか。その他ございますでしょうか。
高山委員	今後、この10品目がさらに増えていくということは考えられるのですか。
天竺教育長	事務局。
学校給食センター管理事務所長	今後も、アレルギーの食材ですね、対象品目の中で、重篤度だったり、そういうものの状況をみながら、増えていくという可能性はございます。以上です。
天竺教育長	よろしいですか。 はい、太田委員。
太田委員	最近クルミが追加されたとか、だいぶ重要視されているので、年度年度で見直していく、より新たなものが見つかっていく、どんどん増えていく傾向にもあると思いますので、本当はもともと何品目から今はもっと20から30品目かというくらいまで増えてきているので、年度の見直しというのはこれから必要なのかな、と思います。 もう一つ、これはアレルギー対応ではないのですが、良いか悪いかは別として、うずらの取扱いが一度話題になったときがあったと思うのですが、そういう食べるときの食品事故という観点というのは、どのようにお考えでしょうか。
天竺教育長	事務局、お願いします。
学校給食センター管理事務所長	太田委員のおっしゃられた「うずら」でございますが、事故があって以降は、清須市としては使っていない状況でございます。 ただ、のどに詰まるというのは「うずら」に限ったことではないので、例えば清須市ですと、お正月明けの3学期のはじめに、雑煮という献立名で団子を出したりするのですが、そのときにつきましては、12月の献立委員会ですとか、そういったところで先生方に「よくかんで食べる」ということをしっかり周知していただきたいという対応をとっているという状況でございます。
太田委員	ということは、特に品目としてはあげてはいないけれども、使用を控えているという状況ですか。
学校給食センター管理事務所長	うずらに関しては、使用を控えているということでございます。

太田委員

日々の見直しが必要かなと思いますので。はい。ありがとうございました。

天埜教育長

ありがとうございました。その他、質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決をします。議案第20号「清須市の学校給食において使用しない食品案について」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第20号「清須市の学校給食において使用しない食品案について」は、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

天埜教育長

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これで、令和7年度第4回清須市教育委員会定例会を閉会します。

閉会 午前9時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天 埜 幸 治

署名委員 後 藤 小百合

署名委員 上 田 恭 子